

連合福島「新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置について

1. 設置目的

政府は新型コロナウイルス感染症の発生と蔓延により、国民の生命と健康に重大な影響を与えることから国の基本方針を発表。福島県も感染拡大と県民生活への影響を想定し、対策本部を設置し情報収集と対応にあたっている。

同時に、3月6日開催の連合福島三役会議・執行委員会では、部品供給の遅延や受注減による県内製造業への影響、政府の自粛要請による宿泊施設、飲食業を中心としたサービス業全般の影響など、深刻な状況報告を受けている。

このような状況の下、働く人すべての安全な職場環境を担保すると同時に、企業の状況悪化による雇用や処遇条件面での影響を抑えるため、連合福島「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、自治体や関係団体と連携して対応にあたる。

2. 対策本部設置日 2020年 3月12日（木）

※連合福島対策本部の解散判断は、政府や福島県対策本部の解散、および終息宣言を受けて執行委員会で確認する。

3. 本部構成

本部長	（連合福島会長）
副本部長	（連合福島副会長）
事務局長	（連合福島事務局長）
事務局次長	（連合福島副事務局長）
本部員	（連合福島執行委員・地域担当部長）

なお、対策の実効性を高めるため、「従業員と職員の労働安全・勤務条件対策」「県内企業の動向確認と雇用確保対策」にチーム編成して取り組む。

4. 連合福島の具体的な取り組み

感染者の増加が続く中、課題と対策も多様で広範囲におよんでいる。政府対応も難しく、社会や経済が混乱をきたし、国民の不安や不満も強まっている。連合福島も集会・諸会議の中止や延期など、組織運営にも支障をきたしている。これら解決・改善にむけた具体的な取り組みを以下のとおりとする。

（1）適時適切な情報提供

- ①政府あるいは厚生労働省（福島労働局）・経済産業省・福島県から発信される「新型コロナウイルスに関する情報」を継続して構成組織・加盟組合に提供する。なお、情報提供を行う場合は、想定される課題や関連情報を連合福島で整理して発信する。

- ②指揮命令下において業務上感染した場合は、職場でもテレワークでも働く場所に限らず労災認定の対象となる。特に医療や介護現場、運転手やガイドなど、使用者の安全配慮義務や働く側の注意徹底が強く求められることから、構成組織・加盟組合に注意喚起を継続して行う。
- ③職場で感染を疑われたり、あからさまに避けられたり、嫌がらせを受けるなど、いわゆる「コロナハラスメント」が全国で発生している。
構成組織を通じて、企業や労働組合へのハラスメント対策を要請するとともに、「連合福島なんでも相談ダイヤル」での受付体制を整備する。
- ④会議やイベント開催時には「風通しの悪い空間をなるべくつくらない」など、新たな感染症対策の情報は随時提供する。
- ⑤連合福島の具体的な取り組みについては、ホームページや機関紙により情報を発信する。

(2) 組合員・単組の実態把握と課題集約

- ①部品供給の遅延や受注低迷など、県内製造業の操業に係わる影響や政府の自粛要請によるサービス業に与える損害など、情報収集を行い、構成組織・加盟組合に情報を提供する。同時に、福島県や福島労働局、経営者団体と連携し対応策を講じる。
- ②県内企業におけるコロナウイルス感染症の予防策、あるいは感染が発生した場合の対応策について、構成組織・加盟組合との共有化をはかる。

(3) 行政・経営者団体への要請

- ①春闘要請と合わせ、福島県・市長会・町村会・福島労働局・各経営者団体（経営者協会・商工会連合会・商工会議所・中小企業団体中央会）へ取り組み要請を行う。
- ②不測の事態や緊急事態が発生した場合には、要請先を検討したうえで、その都度、要請を行う。

(4) 連合福島のガバナンス強化

- ①連合福島・地区連合で開催する集会・イベント・会議等については、対策本部で中止・延期・開催内容変更などの判断を行い発信する。
- ②地域連合は、「加盟組合のコロナウイルスの影響と対応について」情報収集を行い、地域の実態を把握する。集計された情報は連合福島で集約し、県全体の状況を把握したうえで対策を講じる。また、状況は常に変化することから、地域連合は単組訪問・電話確認・機関紙配布など、可能な手段を用いて加盟組合との意思疎通をはかる。

5. ご参考) 連合福島のこれまでの対応

- 2月27日 各構成組織に指定感染症等に関する休業等の社内規定の調査を依頼し、実態把握に努めた。
- 3月 2日 労働局との連携をはかり、新型コロナウイルスに関するQ & A（企業向け）を発信。雇用調整助成金制度他、各種支援制度を共有、加盟組合に情報提供（その1）
- 3月 3日 新型コロナウイルス感染症対策に関する申入書（ひな形）を各構成組織に発信し、社内規定の不足・不備がある場合には、労使協議により対応することを要請
- 3月 4日 労働局には、業務上感染した場合の労災認定について課題提起。課題認識は共有されていることから使用者の安全配慮義務、労働側の注意喚起を促すよう要請
- 3月 6日 連合福島調査「コロナウイルス感染症に対する社内規定調査」を行い、組織内共有と同時に県・労働局に情報+提供
- 3月 6日 **2020 春闘と企業に与える影響等を調査し、実態の把握に努める。**
- 3月 6日 新型コロナウイルス感染症に関する情報提供（その2）
小学校休業等対応助成金や雇用調整助成金の特例など情報提供

以 上